

# 一般社団法人 ディペンダビリティ技術推進協会 標準化部会運営規程

## (名称)

第1条 本部会は標準化部会と称する。

## (事務所)

第2条 本部会の連絡先は神奈川大学プログラミング科学研究所とする。

(E-mail: [deos-standard@progsci.info.kanagawa-u.ac.jp](mailto:deos-standard@progsci.info.kanagawa-u.ac.jp))

## (Web page)

第3条 本部会の連絡情報および資料を以下のウェブページにおく。

<http://deos-standard.progsci.info.kanagawa-u.ac.jp/>

ウェブページには、一般に公開するページと部会員にのみ公開するページを設ける。

## (目的)

第4条 標準化部会は、DEOS技術に関連する標準化活動の支援を目的とする。

## (部会会員)

第5条 本部会の会員は、主査、副主査、幹事、会員（以下では本部会会員と呼ぶ）の四種とする。主査および副主査は、ディペンダビリティ技術推進協会によって指名される。幹事は主査によって指名される。

2 本協会会員は、本部会ウェブページにおいて本部会への入会を申込み、申込が標準化部会例会において承認されることにより、本部会会員となる。

3 本部会会員は、ウェブページにおいて定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

4 本部会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、本部会例会の決議によって本部会会員から除名することができる。(1)本部会の名誉を傷つけ、目的に反する行為をし、又は会員としての義務に違反したとき。(2)その他の除名すべき正当な事由があるとき。

5 前二項（第3項および第4項）の場合のほか、本部会会員は、次のいずれかに該当

するに至ったときは、その資格を喪失する。(1)当該会員が本協会会員の資格を喪失したとき。(2)3回連続して委任状の提出なく部会を欠席したとき。(3)当該会員が死亡し、又は解散したとき。

#### (標準化部会例会)

第6条 標準化部会は原則として年に二回、定例会を開催する。また、必要に応じて臨時の例会を開催する。以下では定例会及び臨時の例会を一括して例会と呼ぶ。

2 例会には、主査によって指名されたオブザーバを参加させることができる。オブザーバは例会での議論に参加することができる。

#### (作業委員会)

第7条 重要かつ緊急な案件が生じた場合、本部会は作業委員会を設置し、作業委員会議長を指名し、その案件に関して査問することができる。

#### (講演会の開催)

第8条 原則として年二回程度、DEOS技術標準化活動及びその周辺に関する講演会を開催する。

#### (招集)

第9条 定例会および臨時の例会開催案内は、第3条に定めるウェブページにおいて公告し、また、部会員に対して電子メールにて連絡するものとする。

#### (決議の方法)

第10条 例会の決議は、出席した標準化部会員および有効委任状提出者の総数が、議長を除く標準化部会員の過半数を有する例会において、出席標準化部会員と有効委任状提出者数の総数の過半数の賛成によってなされるものとする。賛否同数の場合には、議長の判断に委ねる。

2 会員が例会にやむを得ず欠席する場合、委任状を提出して出席する会員に表決を含む議事を委任することができる。ただし、委任状に受任者の記載がない場合および委任状に記載された受任者が欠席した場合には議長に委任したものとする。

(議長)

第11条 例会の議長は、主査がこれに当たる。主査に事故があるときは、副主査がこれに当たる。

(議事録)

第12条 例会の議事は、第3条に定めるウェブページに保存、格納するものとする。

(主査の職務権限)

第13条 主査は本部会を運営する。

2 副主査は主査を補佐し、幹事は本部会運営に必要な業務を執行する。

3 主査は、定例会において、職務の執行の状況を報告しなければならない。

(運営計画及び報告)

第14条 主査は、本部会の運営計画および報告を、定例会において報告しなければならない。運営計画は、定例会の日から、次回の定例会の日までを含む期間に関して立てられたものでなければならない。報告は、前回の定例会から当該定例会の日までの期間に関して行わなければならない。

(附則；発足時部会員の氏名)

部会発足時部会員の氏名は、次のとおりである。

発足時主査 木下佳樹

発足時副主査 森田直

発足時幹事 奥野康二

発足時部会員 所眞理雄

発足時部会員 小阪暢之

発足時部会員 山浦一郎

発足時部会員 高村博紀

発足時部会員 武山誠

発足時部会員 中原早生

(附則；施行と改訂)

この規程は、2014年12月18日から施行する。

2 2015年7月21日、第10条へ第2項を追加改訂する。

3 2016年7月19日、第5条第5項を一部改訂し、第6条へ第2項を追加改訂する。

以下余白